



第3回 江東区の未来について 皆さんの声を聴かせてください

7/9(火)

未来のまちづくりのために、
区民の皆さんからのご意見・ご
提案を区長が直接伺います。

区長の掲げる8つの政策につ
いて、グループワーク形式で意
見交換を行います。皆さんの意
見や提案を聴かせてください。

時 7月9日(火) 午後6時半
～午後8時半(開場:午後6時)
場 ①小松橋区民館5階タウン
ホール(扇橋2-1-5)
②オンライン(Zoom)
区内在住・在勤・在学の方
①30人②5人(申込順)
※本事業について、区報・区ホ
ームページ・ケーブルテレビ・
YouTube等に後日掲載す
る場合があります。あらかじめ
了承のうえ、申し込みください。
費 無料(保 幼児(満1歳6か
月)未満学児)3人程度
申 6月5日(水) 午前9時か
ら区ホームページ ②は区ホ
ムページからのみ)または電話
で広報広聴課広聴相談係

介護保険料が決定

65歳以上の方に通知

6/10(月)
から
順次発送

65歳以上の方に、令和6年度

「介護保険料決定通知書」を、
6月10日(月)から順次発送し
ます。介護保険料額は前年の所
得等に基づいて決定します。

なお、本年度から保険料の改
定を行っています。詳細は、通
知書に同封される「かいごほけ
んだより」をご覧ください。

保険料の納付方法は2通り

介護保険法の定めにより、納
付方法を選ぶことはできません。

「特別徴収」
年金差し引きで納める方法で
す。老齢・退職年金および遺族
年金等を年額18万円以上受給さ
れている方が対象です。

「普通徴収」
65歳になったばかりの方、他
の区市町村から転入されたばか
りの方、または特別徴収の対象
にならない方が、口座振替や納
付書により納める方法です。1
年分の納付書(6月分～翌年3
月分)をまとめてお送りしてい
ますので、各月の末日(末日が金
融機関の休業日の場合は翌営業
日)までに、お支払いください。
年金を年額18万円以上受給さ
れている場合は、日本年金機構
の準備が整いしだい、特別徴収
に切り替わります。普通徴収か
ら特別徴収に切り替わる際には
事前に通知します。

※保育・手話通訳を希望の方は
6月19日(水)までに要申込
☎(3647)2364
FAX(3647)9635



区ホ
ム
ペ
ー
ジ

今後の開催予定(第4～8回)
(募集は各回ごとに、区報、区ホームページでお知らせし
ます)

日時	会場
7/25(木) 18:30～20:30	亀戸文化センター(亀戸2-19-1)
8/9(金) 18:30～20:30	総合区民センター(大島4-5-1)
8/23(金) 18:30～20:30	砂町文化センター(北砂5-1-7)
9/8(日) 10:00～12:00	深川江戸資料館(白河1-3-28)
10/24(木) 18:30～20:30	富岡区民館(富岡1-16-12)

保険料納付が困難な場合は
ご相談を

保険料を納めない状態が長く
続くと、未納期間に応じて介護
サービスを利用する際の自己負
担割合が引き上げられる、財産
を差し押さえられる等の滞納処
分を受けることがあります。

また、徴収嘱託員の訪問や、
納付案内センター(コールセン
ター)からの納付依頼の連絡が
あります。未納保険料が多額に
なる前に早めにご相談ください。

外出が困難な方には徴収嘱託
員による訪問徴収も行っていま
すのでご連絡ください。

介護保険課資格保険料係

☎(3647)9493
FAX(3647)9466

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ ジェネリック医薬品利用のご検討を 差額通知を送付します

現在処方されている薬をジェ
ネリック医薬品へ切り替えた場
合、自己負担額がどれくらい軽
減できるかわかるお知らせを
お送りします。

ジェネリック医薬品は、先発
医薬品の特許期間終了後に製造
されるため、先発医薬品と比べ
安価ですが、有効性や品質、安
全性は同等です。また、薬事法
に基づいた厳正な審査を経たう
えで流通しています。

医療の質を落とさずに自己負
担を軽減するとともに、利用す
る保険制度全体の医療費を抑え
ることもつながりますので、
ジェネリック医薬品の利用をご
検討ください。

【対象となる方】

国民健康保険加入者または後
期高齢者医療制度の被保険者の
うち、生活習慣病等の医薬品が
処方されており、薬代が一定額
以上軽減されると見込まれる方

住民税の税額が決定 納税通知書を6月3日(月)発送

令和6年度特別区民税・都民
税(住民税・森林環境税が課税
される方に、税額決定の通知書
を6月3日(月)に発送します。

【森林環境税】

令和6年度より住民税の均等
割の枠組みを用いて、国税とし
て1人年額1,000円を区市
町村が賦課徴収することになり
ました。その税収の全額は森林
環境税と税として区市町村・都
道府県に譲与されます。

【定額減税】

令和6年度の住民税所得割額
から、納税者、控除対象配偶者
および扶養親族(国外居住者を
除く)1人につき1万円の減税
が実施されます。

※納税者の合計所得金額が1、
805万円以下の場合に限る。

※すべての被保険者の方にお送
りするものではありません。通
知が届かなかった方も切り替え
ることで薬代が安くなる場合が
あります。

【送付時期】

○国民健康保険…毎月下旬
※同じ方に数か月の間隔を空け
複数回送付することがあります。

○後期高齢者医療…6月下旬

【注意事項】

○すべての医薬品にジェネリッ
ク医薬品があるとは限りませ
ん。

○症状などにより処方できない
場合があります。

○切り替えをご希望の場合には、
必ず医師・薬剤師にご相談く

※次の方は対象となりません。

○老齢基礎年金等の年額が18万
円未満の方

○老齢基礎年金等から所得税額、
介護保険料、国民健康保険料
および後期高齢者医療保険料
を控除した額が住民税額およ
び森林環境税額に満たない方

【対象となる税額】

公的年金等の所得にかかる住
民税額および森林環境税額
【徴収方法】
下表のとおり

申告に関する注意点

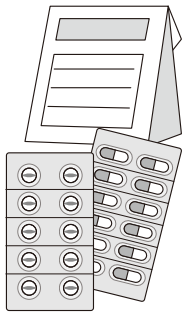
次の所得等については、住民
税の納税通知書送達後に確定申
告書を提出された場合、その内
容を住民税の計算に算入するこ
とができませんのでご注意ください。

○特定居住用財産の譲渡損失の
損益通算および繰越控除

ださい。
【国民健康保険について】
医療保険課医療保健係
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

差額通知を受け取った方専用の
通知サポートデスク(月々金曜、
午前9時～午後5時)
☎(6276)5603

【後期高齢者医療について】
東京都後期高齢者医療広域連合
保健事業・医療費適正化係
☎(3222)4507



公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方

徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)	10月・12月・令和7年2月
徴収額	各月、年税額の4分の1	各月、年税額の6分の1
方 法	普通徴収(納付書や口座振替 による納付)	年金から特別徴収 (引き落とし)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・令和7年2月
徴収額	各月、前年度分の年税額の2 分の1に相当する額の3分の1 (仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した 額を控除した額の3分の1 (本徴収)
方 法	年金から特別徴収(引き落とし)	

○居住用財産を譲渡した場合の
長期譲渡所得の課税の特例
○先物取引の差金等決済に係る
損失の繰越控除 など

課税課

☎(3647)8001・2・
8004
FAX(3647)4822